

地方財政審議会付議（説明）案件

令和 6 年 5 月 2 8 日（火）

（案件名）

令和 6 年度 5 月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 大熊 智美

（内 2 3 5 1 1）

令和6年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和6年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1, 7 1 9 億円（2月～4月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）
・前年度5月期比 + 7 1 億円（+ 4. 3 %）

4 譲与日

令和6年5月31日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和5年度譲与実績	2 1, 7 4 4 億円
令和6年度地財計画	2 1, 1 8 6 億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 6 年 5 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 6 年 5 月 3 1 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和6年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	7,118,256
青森	1,686,686
岩手	1,649,287
宮城	3,136,346
秋田	1,307,270
山形	1,455,129
福島	2,497,571
茨城	3,906,146
栃木	2,633,807
群馬	2,641,933
埼玉	10,006,848
千葉	8,562,267
東京都	19,139,099
神奈川県	12,585,371
新潟	2,999,115
富山	1,409,878
石川	1,543,006
福井	1,044,809
山梨	1,103,546
長野	2,790,305
岐阜	2,695,929
静岡県	4,950,043
愛知県	10,276,136
三重	2,411,876
滋賀	1,925,967
京都	3,512,505
大阪	12,040,872
兵庫県	7,445,772
奈良	1,804,523
和歌山	1,256,971
鳥取	753,987
島根	914,373
岡山	2,572,887
広島	3,814,443
山口	1,828,483
徳島	980,360
香川	1,294,656
愛媛	1,818,649
高知	942,168
福岡	6,996,453
佐賀	1,105,546
長崎	1,787,961
熊本	2,368,341
大分	1,531,188
宮崎	1,457,240
鹿児島	2,163,913
沖縄	1,999,362
合 計	171,867,279